

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 5 年 1 0 月 1 0 日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和5年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分から午後2時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	4番 坂本 孝則
5番 原 正輝	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

3番 阪田 典人

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第7回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
- 会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
- 本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
- それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
- 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
- 委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。
- 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
- それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下中原2799番

地目：畑

面積：3,064㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月2日（月）に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P6をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、
お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人は県立農業大学校で2年間の農業研修を行ったのち、これまで本町で大豆やスイートコーンの作付けを行っており、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は大豆を作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1 番委員

議案第 1 号の番号 1 について、1 番委員が説明します。

申請者は農大を卒業後、本町で農地を借り入れで農業経営を行う専業農家です。今回取得される農地は祖父からの贈与であり、今後は認定農業者になることも検討しつつ農業経営を行うと聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆ 9 番委員

認定新規就農者でしょうか？

■事務局

認定は受けられていませんが、農大を卒業し就農 4 年目です。

もう 4 年目のため、今後認定を受けるのであれば「認定農業者」になるかもしれません。

◎議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第 1 号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第 4 条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。

議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりで。

申請地：津久礼字上屋敷 5 0 8 番 1

地 目：田

転用面積：2, 7 7 3 m²

転用目的は、選果場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月2日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP7～P10をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は農用地区域に農地で原則転用は不可ですが、農業用施設用地へと用途の軽微な変更を行っており、今回建築される選果場は農業用施設となりますので、不許可の例外となります。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆5番推進委員
（原）

議案第2号の番号1について、5番推進委員が説明します。

申請者は本町の認定農業者である農業法人で、近年後継者が代表者となり規模拡大を進めています。その中で選果場設備の能力が不足していることと、集出荷に難があることから、今回の農地を選果場として整備する計画です。今回の転用では周辺に農地が残りますが、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、周辺農地への耕作者にも十分配慮するよう現地調査時に依頼しましたので、特段問題はないものと思われしますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員

汚水の排水は大丈夫でしょうか？人参を洗った泥等がでると思いますが。

■事務局

浸透枳が敷地内に数箇所設置されることになっており、泥などを溜めてきれいな水だけを流すようになっています。

現地調査においても委員からその点について質問があり、申請代理人から説明を受けています。

◆ 2 番委員 この方のお父さんは以前、土地改良区の理事をされ知識もあり、水路清掃等にも参加されていたため汚水や雑草等を流さないよう適切に管理されることと思います。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項は、令和 5 年 4 月 1 日から適用された改正法で、令和 7 年 3 月 31 日まで、従来の基盤強化法第 18 条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和 5 年 9 月 27 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書の P 4 から P 8 をご覧ください。
利用権設定が 6 件、所有権移転が 1 件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆ 9 番委員 親子間で有償で貸し借りすることもあるのでしょうか。

■事務局

はい。これについて規定はなく、申請人のご意志によります。

◎議長

他にありませんか？

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP9、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年10月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人